

発酵のふるさと宍粟ロゴマーク使用規程

(目的)

第1条 この規定は、市が管理する発酵のふるさと宍粟ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 ロゴマークは、以下の各号に該当する場合に使用できるものとする。

- (1) 市内事業者によって製造された発酵食品もしくは、これを原材料として使用した製品に使用するとき。
- (2) 発酵食（本市独自の伝統的な発酵食、発酵食材を活用したメニューや単一の発酵素材、発酵食品などの発酵食全般）や日本酒などの発酵飲料を提供又は販売する次の施設や店舗で使用するとき。
 - ① 飲食店やレストランなどの飲食提供施設
 - ② ホテルや旅館などの宿泊施設
 - ③ 小売りや量販店などの店舗
- (3) 地方公共団体等が管理又は運営し、発酵に関する資料等を展示する施設で使用するとき。
- (4) 市内外で開催される発酵食文化や発酵ツーリズムをPRするイベントやプロモーションで使用するとき。
- (5) その他、発酵のまちづくりを推進するために必要と市が認めた対象者又は対象物で使用するとき。

(使用の承諾)

第3条 ロゴマークを使用する者は、あらかじめ市の承諾を受けなければならない。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときはこの限りでない。

- (1) 報道又は広報の目的で使用するとき。
 - (2) 教育又は研究の目的で使用するとき。
- 2 第1項の規定により使用の承諾を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、ロゴマーク使用承諾申請書（様式第1号）を市に提出する。
- 3 市は、本規定に基づき適正に使用されると認められる場合は、申請者に対し、ロゴマーク使用承諾書（様式第2号）を送付する。また、承諾にあたっては、必要に応じて条件を付することができるものとする。
- なお、市は承諾した内容を公表できるものとする。
- 4 市は、以下の各号に該当する場合には、ロゴマークの使用を承諾しないものとし、ロゴマーク使用不承諾通知書（様式第3号）により申請者に通知する。
- (1) 宍粟市における発酵のまちづくり事業の推進を阻害するおそれがあるとき。
 - (2) 他の法令等に抵触している、又は抵触するおそれがあるとき。

(3) 公序良俗等に反する使用により、ロゴマーク等の信用又はイメージを失墜させるおそれがあると判断したとき。

(4) 本使用規定に基づかないでロゴマークの規格等を変更して使用するとき。

(5) その他、ロゴマークの使用が不相当であると判断したとき。

(許諾内容の変更)

第4条 前項第3項の規定により使用の許諾を受けた者（以下「使用者」という。）が許諾の内容を変更する場合は、事前にロゴマーク使用変更申請書（様式第4号）を提出する。

2 市は、第1項の申請内容が本使用規定に基づき適正に利用されると判断される場合は、ロゴマーク仕様変更許諾書（様式第5号）により使用者に通知する。

なお、許諾にあたっては、必要に応じて条件を付することができるものとする。

(許諾の取消し)

第5条 市は本使用規定に違反した場合は、許諾を取り消すとともに、ロゴマーク使用許諾取消通知書（様式第6号）により当該使用者に通知する。

2 前項の許諾取り消しによって使用者に損害が生じることがあっても、市はその責めを負わないものとする。

(使用の期間)

第6条 ロゴマークを使用できる期間は、特に定めない。ただし、市が特に必要と認める場合は使用者に対し、第3条第3項に基づき、許諾の条件としてロゴマークの使用期間を指定することができるものとする。

(使用料)

第7条 ロゴマークの使用料は無料とする。

(ロゴマークデザイン)

第8条 ロゴマークのデザインは、次のとおりとする。

(1) ロゴマークの使用にあたっては、別添のロゴマーク使用説明書に記載された事項を遵守すること。

(2) 指定色どおりで使用が困難な場合には、第3条第2項に基づくロゴマーク使用許諾申請書に必要な理由等を明記して提出するものとする。

(3) 市は、前号に基づく内容がやむを得ないと判断され、かつ、本使用規定に基づく適正な使用ができると認められる場合は、色の変更を認めるものとする。

(4) ロゴマークの使用にあたっては、ロゴマーク内の文字が判読できる大きさとする。

(5) ロゴマークを使用する者は、オリジナルデザインの形状を変更してはならない。

(無断使用への対応)

第9条 本使用規定に基づく承認を受けずにロゴマークが使用された場合は、市は、無断で使用した者に対して、使用物件の回収を求めるなど厳正な措置をとるものとする。

(事故、苦情等の処理)

第10条 ロゴマークの使用に関し、事故又は苦情が生じたときは、使用者の責務において必要な措置を講じるものとする。

(その他)

第11条 この規定に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規定は、令和元年7月31日から施行する。

様式第1号 (第3条関係)

様式第2号 (第3条関係)

様式第3号 (第3条関係)

様式第4号 (第4条関係)

様式第5号 (第4条関係)

様式第6号 (第5条関係)